

○自衛官等の採用のための身体検査に関する訓令（昭和29年防衛庁訓令第14号）新旧対照表
(下線部分は改正部分)

改 正 案		現 行	
附表第3		附表第3	
区分	不合格疾患	区分	不合格疾患
11 消化器系の疾患（ <u>腹壁の異常を含む</u> ）	1 機能障害を伴う腹壁の瘢痕及び腹壁瘻孔があるもの	11 消化器系の疾患（ <u>腹壁の異常を含む</u> ）	1 機能障害を伴う腹壁の瘢痕及び腹壁瘻孔があるもの
	2 腹壁、腹膜疾患の疑があるもの及び開腹手術の既往歴があるもの。ただし、次の各号に掲げるものを除く。 (1) <u>外そけい・臍ヘルニア根治術</u> (2) <u>腸管癒着症状を残さない虫垂切除術</u> (3) <u>開腹手術のうち腹腔鏡下手術（前各号に掲げるものを除く。）の実施後1年以上再発・後遺症がないもの</u> (4) <u>開腹手術（前各号に掲げるものを除く。）の実施後5年以上再発・後遺症がないもの</u>		2 腹壁、腹膜疾患の疑があるもの及び開腹手術の既往歴があるもの。ただし、 <u>外そけい・臍ヘルニア根治術、腸管癒着症状を残さない虫垂切除術、腹腔鏡下手術の実施後5年以上再発・後遺症がないものを除く。</u>
	3 （略）		3 （略）